

メキシコ：栄養補助食品の分類に関する新ガイドライン

栄養補助食品に関する法規制の適切な適用とそれらの適切な分類のために COFEPRIS（連邦衛生リスク対策委員会）は 2026 年 6 月 12 日、「食品サプリメントとしての製品分類に関する非規制ガイド」を公表しました。

本ガイドでは、食品サプリメントとしての製品の評価において、4 つの基本的な規制区分を統合した分類形式に基づき、体系的な評価メカニズムを初めて導入しています：

1. 一般健康法；サプリメントはハーブ、植物エキス、または伝統的な食品を原料とし、食事の補完を目的とし、規制対象成分を含まないものでなければならないと規定。
2. 製品およびサービスの衛生管理に関する規則；成分に関する基準、薬理作用を有する物質の排除、そして特に、治療的表示や誤解を招く情報を禁止する厳格な表示規則の組み込み。
- 3 および 4. 食品、飲料、および食品サプリメントにおける添加物および補助剤、それらの用途、ならびに衛生上の規定を定める政令（1999 年 12 月 15 日付連邦官報（DOF）掲載、および 2013 年 9 月 5 日と 2016 年 5 月 16 日付のその改正掲載）、ならびに茶、浸出液および食用植物油に使用可能な植物または使用禁止の植物を定める政令（1999 年 12 月 15 日付 DOF 掲載）；使用可能な物質および適用される具体的な条件（特定の成分に関する表示要件など）を規定。

本ガイドにおける重要な点は、その遵守が厳格かつ包括的でなければならないという点です。つまり、評価対象となる 4 つの項目すべてを満たした場合にのみ、当該製品は食品サプリメントとして分類され、そうでない場合は別の規制区分に基づいて検討される必要があります。